ものに思え、注文してしまった 条件で契約を解除できる制度で 定められた期間内であれば、 考え取り消したい場合、 いったん申し込みや契約をして 冷やして考える」の意味 ありませんか。 しまった後でも、 取り消したい。 クーリング・オフとは、 められた時にはとても良 冷静になって こんな経験は 法律で です。 「頭を 無

ので取り消したい。れた。世間の評判も良いようなので注文したが、電話のでいると、自分には必要がないると、自分には必要がないので取り消したが、電話ので取り消したが。

クーリング・オー

事例

ある日、

自宅に電話

が

消費生活情報

町総務課消費生活相談窓口上田消費生活センター

問い合わせ先

電話(32)3111(内線5)

クーリング・オフができる主な取引内容と期間

取引内容	期間 (契約書面を受取った日を含む)
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、 学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪れて商品の買取を行うもの)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法)	20日間

クーリング・オフができないもの

- ●店舗に出向いて契約・購入したもの
- 2通信販売(インターネットショッピングなど)
- 3総額が3,000円未満の現金取引
- ④消耗品(健康食品、化粧品など)で使用した分
- **6**乗用車
- ⑥訪問購入のうち、車、大型家電、書籍など

クーリング・オフの方法

- 1. 通知は必ず書面で行います。
- 2. はがきに必要事項を書き、両面をコピー します。コピーは控えとして大切に保管 してください。
- 3. はがきは送ったことが証明出来るよう に郵便局から「特定記録」または「簡易書 留」で出しましょう。
- 4. クレジット契約をした場合は、クレジット会社あてにも出しましょう。

困ったとき、迷ったときは、お早めに 消費生活センターまたは役場総務課消 費生活相談窓口にご相談ください

はがきの書き方(例)

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名

00000

契約金額

OOOOO

V V V PR

販売会社 ☆

☆☆☆☆株式会社

担当者△△△△

支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

平成○○年○月○○日

住所 0000000

氏名 〇〇〇〇

んなの公園 切に利用しましょう

公園で過ごすひと時が心地よい季節となり、楽しく 遊ぶ子どもたちの姿が見受けられるようになりました。 しかしながら、公園内では一部の方の悪質な行為に

より、施設が使用できなくなる事例も発生しています。

次の事例は4月に発生したものです。雪窓公園内の 水飲み場の蛇口が付いている石の部分がずれてしまっ ています。これにより、水道の配水管を傷め下部から 水が止まらない状態となりました。通常の使用ではこ のようなことはありえません。一部の方の行為により 使用ができなくなり、修繕を要することとなりました。 また、この周囲にはバーベキュー用の網や牛ゴミが散 乱していました。御代田町では公園内のバーベキュー は禁止です。



修繕が終わるまで使用がで きなくなりました。

水飲み場の重い石が ずれてしまっています。

マナーを守り、みんなが気持ち良く利用できる公園にしていきましょう。

守ろう公園のマナー

- ●きれいに利用し、ゴミは持ち帰りましょう。
- ●公園内は火気厳禁です。バーベキューはできません。
- ●愛犬の散歩の際には、フンを持ち帰りましょう。
- ●他の利用者の迷惑になる行為は止めましょう。

■建設課都市計画係(内線39.75)■

【場所】

藤ビル2階

佐久市佐久平駅北26番地7

・遺言に関すること

相談内容

ので、 【その他】

佐久公証役場 0267(54)8305

電話

【問い合わせ先

事前の予約により承ります あらかじめお電話くだ

佐久市猿久保890 問い合わせ先

佐久人権擁護委員協議会事務局 長野地方法務局佐久支局 0267(67)2272

任意後見契約に関すること 離婚に伴う養育費や慰謝料 ること の支払いに関すること

その他公正証書作成に関す 金銭消費貸借に関すること

人権擁護委員

料で秘密は厳守します。 の子どもに関する問題等、 気軽にご相談ください。 【相談員 予約は不要です。相談は無

相談内容

学校における「いじめ」など

お

場所 エコールみよた

けください。公正証書は大切 な契約や取引において皆さま 確実に守っ 所を開設いたします。

の権利を正しく、

てくれます。

日時

平成25年6月29日(土)

午前9時~午後5時

[日時] 午前10時~午後3時 平成25年6月29日(土

化週間とし、次のとおり相談 を「子どもの人権110番」強 6月24日から6月30日まで

を行います。

お気軽にお出か

公証人による休日無料相談

相談所開設のおしらせ 子どもの人権110番

公証人による

無料相談